

ら要請されねばならない。即ち往生の正因としての真実願心が示されねばならぬのである。三心の一者至誠心・二者深心・三者廻向発双心を仏自問自徴されるとはいゝ、そのことは韋提希の内奥より未来世の一切衆生の間を開き當てられたということである。韋提希自らは開き當てることのなかつた一切衆生の往生の正因を自問自徴の一点に凝集して説きしめさんとする、そのこととそこ人間の現実とその宗教的行の内実が我々の眼前に如実に覚知せしめるものである。自力的宗教心の働く現実がまさに散善・三心の展開を通して明了に説き示されるのである。

善導はこの三心は散善の行に必具されることによって往生の正因たるに止まらず、亦定善之義を通撰すと言つて三心の正因たる所以を「散善義」の主要テーマとして展開しているのである。

『四分律行事鈔』における説法軌儀

大沢伸雄

(1) 唐の道宣の行事鈔を中心として、在家者に対する授戒の問題について口頭で報告したが、過日『仏教學セミナー』第24号にまとめて上梓したので、ここでは授戒と関連の深い説法教化の方規について検討しておくことにする。行事鈔の「導俗化方篇」は、(1)説法の模範を示し、それによって在家者が仏道に入らんとするならば、在家信者とするための授戒の方法を明らかにする。(2)出家者が自らの生まれた縁、育てられた縁に連なる人々(父母)

等)に対する奉敬の仕方を明らかにする。(3)在家信者が寺に参拝するときの作法について教導すべき要項を明らかにする。以上の三点であるが、(1)において在家戒の授受を説く以前に、説法の儀式を説いているのでここでまとめておきたいと思う。

(II) 仏教を一般在家者に教化する場合、結果的には相手の受け取り方次第である。もちろん出家者が正しい教法に依止して教化すべきであるが、いくら普遍的で絶対的な仏教の真理であるとしても、それは抽象的で一般的な行為においてではなく、具体的で個別的な現実の中において教化されるものであり、受け取られるものである。在家者に対する教導の仕方が思いつきであつたり場あたり的であれば、逆に非法を起こすことがある。善見律を引用して「隨三惡者皆由無知、妄解三佛教誹謗如來、作諸惡業、廣生三邪見」のであるから、あらかじめ正しい教化の方法、対し方を認識しておくべきである。「皆由自無三方一師心結も法」ことなく、仏説の經律において既に指摘されているのであるから、その点を明らかにして、實行しなければならないと言うのである。そこで十四項目(項目の標題は元照の科文による)にわたって述べているので、各々について要約してみることにする。

(1) 劝護護施——布施などによつて仏法の護持を勧めるべきであるが、破戒の比丘は説法をしても信施を受けるべきではない(大集經)。

(2) 諸説是非——檀越に契經や分別の義を説いてもよいが、具さに文句を説くことはあってはならない。また二人の比丘が同一の高座に登つてはならない。歌詠声をもつて法を説いてはならない

- い。また夜集って説法をする場合は座の高卑は無い（四分律）。
- (3) 登座儀式——高座に登つて経を読む場合、仏、經法、上座の順に礼し、上座に向かって座す。そして捷椎の音が絶えたら讃偈唱して説きはじめるべきである。（三千威儀）。
- (4) 簡量称し機——深法（五分法身論、十二因縁、涅槃）を説くべきか、浅法（布施、持戒、生天論）を説くべきかは、聴衆を見て判断すべきである。また聴衆に対して慈心、喜心、利益心、不動心をいたるべきであって、怖畏心をもつべきではない。そして、厭患の法などを示して、世俗の貪著せしめないようにすべきである。（毘尼母經）。
- (5) 摂衆如非——破戒雜僧、愚痴僧、清淨僧の相異を述べて、特に自らの利養のためでなく、衆生を利益せんためならば、非法処にさえ至るのである（涅槃經）。
- (6) 教誡説法——一人の比丘が教誡の説法をする場合には、六十名以内の聴衆でないと徹底しない（雜阿含）。また死後を問う者があつたら、その問答をさけて十二因縁を説くべきである。在家者の犯戒については罰則は無いが、業道による来報のあることを知らしむべきである（僧祇律）。
- (7) 受利可不——物を得ることを希つて人のために読経したり、説法をしてはならない。もし貪りの心の無い場合はよい（五百問論）。
- (8) 入房請問法——他の房告に入る場合について五ヶ条、また經文を問う場合の請い方について五ヶ条を示す（三千威儀）。
- (9) 能説隨宜——十二部經を説かんとする場合、理解に苦しん

だり、冗長なる場合は、要言妙辭を引用して頭してよい（毘尼母經）。また經卷を受持、読誦、補説、書写する場合は、時と処をわきまえるべきである（涅槃經）、俗人のために財を損しない七種の施法を説くことを聽す（雜宝藏）。また自ら説いたことを実行すべきである（智度論）。各々の具体的な機縁に対して、八万四千の法門の中の一行為法を的確に説くべきである（大集經）。

(10) 為俗門師法——在家者のために具体的に説いて福田となす作法、及び檀越に尊重恭敬せられる作法、俗家に入る場合の作法を各々五項目にわたり述べる。また俗人の家を訪れて坐してはならない九項目を述べて、在家者のよき師となるための注意事項をまとめる（毘尼母經）。

(11) 存レ心離過——法のために心を集中して説法をし、仏經の義を取つて言辞を莊厳し、次第説法をすべきである（十誦律）。

(12) 教導俗式——俗人に對して少欲法を勧め（薩婆多）呪術説法、呪願、讀法の時に食事をしてはならない（十誦律）。

(13) 隨機慰問——その時の事情に従つて通世間的な思いやりで在家者を慰問したり呪願したりすべきである。また在家者の功德として施、戒等をもつて讚歎すべきである（地持經）。また在家者が病のために寺に入つて来た場合は、方便して遣らしむべきである。信者や身寄りの無い病人に対処する仕方。また在家者がたとえば嘔などをするならば「長寿」を呪願すべきである（四分律）。

(4) 接^三奉王臣——王の臣下、富豪の者、外道に対し直截的な批判をしてはならない（僧祇律）。

以上の十四項目は律藏や大乗經典を依用して、在家者に説法をする作法をまとめあげたものである。出家者は大衆の利益・安樂のために法施をなすことは自明の理であるとしても、道宣の眼に映った教界は在家者に対する方規が乱れていたからであろう。律藏には「俗を導く」という項目は設けられていないが、大乗經典を依用して世俗に対するべき立場を確認しておかなければならなかつたのである。まさに道宣の滌淨破滅の自覚であるといえるのである。まさしく人によって仏教は伝えられるのである。

(Ⅲ) 純粹に利他の行を徹底して教導することによって、一般の在家者が仏道に入信したいと願つたならば、それに対して仏教徒としての正しい在り方を教授しなくてはならない。そこで在家仏教徒への授戒が考えられるのである。これは翻邪三帰法、五戒法、八戒法として考察されている。道宣の在家戒の授受の背景には説法を位置づけているのである。

存在論的差別の問題

——初期ハイデッガー哲学を中心にして——

藤井 敏

に至るまで、全般的に用いられるそれがあると一応言える。後者の中には、彼の長い「思惟の道」の歩みにつれて、その意味が微妙な変化もしくは展開を遂げて行くようと思われるものもある。存在論的差別 (ontologische Differenz) とは、その初期から後期に至るまでの主要な著作に見いだされる極めて重要な術語である。つまり、「ハイデッガーにおいて、存在の意味を探求することと形而上学の根底を批判的に論究することは共に、彼の哲学の根本的な考え方である『存在論的差別』ということをめぐって展開している」からである。この存在論的差別という問題を、ここでいわゆる初期ハイデッガー哲学に限つて究明してみたいと思う。

存在論的差別の言葉は、ハイデッガーの主著である『存在と時間』（一九二七年公刊）の中では未だなお見いだすことはできない。生前公刊された著作の中では、この言葉が最初に見いだされるのは、『根拠の本質について』（一九二九年初刊）においてである。そこでは、根拠の問題をめぐっての考察が真理の本質へと展開することになる。そうして一般に真理は言表ないし命題のそれと考えられるが、命題の真理はより根源的な真理（非覆藏態）、存在するものの顯示性 (Offenbarkeit)、すなわち存在^{オンタゴン}的真理に根差している。この存在するものの顯示性はしかし、存在するものの存在（存在体制）の理解によって照示され指導されねばならない。存在の露顕性 (Enthülltheit) が初めて存在するものの顯示性を可能にする。存在についての真理としてのこの露顕性が存在論的真理と名づけられる。かように根拠論は真理に三段階の

ハイデッガーの著作において、それぞれの思索の時期（たとえば初期とか後期とか）に主として使われる言葉と、初期から後期